

みえ森と緑の県民税第 3 期制度中間案

1. はじめに

県では、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるため、平成 26 年度より「みえ森と緑の県民税」を導入しました。

平成 30 年度末には、税導入から 5 年が経過することから、第 1 期（平成 26 年度から平成 30 年度）の取組状況について評価・検証したうえで必要な見直しを行い、第 2 期（令和元年度から令和 5 年度）対策として、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」の 2 つの基本方針に基づく 5 つの対策に沿った事業を、県と市町で役割分担のうえ実施してきたところです。

こうした中、令和 5 年度末には税導入から 10 年が経過することから、みえ森と緑の県民税条例附則第 5 項の規定に基づき、第 2 期の取組状況について評価・検証したうえで、第 3 期（令和 6 年度から令和 10 年度）に向けて必要な見直しを行います。

2. 第 2 期の取組状況

第 2 期の取組については、みえ森と緑の県民税条例およびみえ森と緑の県民税制度案（平成 30 年 8 月）に基づき、2 つの基本方針のもと 5 つの対策（土砂や流木による被害を出さない森林づくり、暮らしに身近な森林づくり、森を育む人づくり、森と人をつなぐ学びの場づくり、地域の身近な水や緑の環境づくり）に取り組んでいます。また、「市町交付金事業」により、市町において地域の実情に応じた創意工夫のみられる取組が実施されています。

(1) 5 つの対策ごとの事業実績

基本方針	対策区分	県の実績 (千円)	市町の実績 (千円)	合計 (千円)	割合 (%)
基本方針 1 災害に強い森林 づくり	1. 土砂や流木による被害を出さない森林づくり	1,865,343	774,183	2,639,526	61.1
	2. 暮らしに身近な森林づくり	-	745,293	745,293	17.3
	小計	1,865,343	1,519,476	3,384,819	78.4
基本方針 2 県民全体で森林 を支える社会づ くり	3. 森を育む人づくり	168,059	93,208	261,268	6.0
	4. 森と人をつなぐ学びの場づくり	99,958	345,811	445,769	10.3
	5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	59,869	16,673	227,542	5.3
	小計	327,886	606,692	934,578	21.6
小計		2,193,229	2,126,168	4,319,397	100
制度の運営に必要な経費				48,132	-
合計				4,367,529	-

※事業費については、R 元~R3 までの実績と R4 の計画を合算

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある

(2) 5つの対策ごとの取組状況と今後の課題

(対策1：土砂や流木による被害を出さない森林づくり)

[取組状況]

土砂や流木による被害を出さない森林づくりを進めるため、県では、

- ・ 流木や土砂の流出による災害発生の恐れのある溪流沿いの一定幅の森林における、流木や土砂の流出に対する緩衝機能を高める森林整備等の実施とその効果検証（災害緩衝林整備事業）
- ・ 溪流内や治山施設に異常に堆積した土砂や流木の搬出・処理（土砂・流木緊急除去事業）
- ・ 効率的な森林管理や災害発生の危険性の高い地域等の客観的な把握等を目的とした、航空レーザ測量の実施によるデータ取得と森林資源解析（森林情報基盤整備事業）

に取り組みました。

また、市町では、県と連携して、

- ・ 県が実施する災害緩衝林整備事業の整備箇所の周辺森林ほか、環境林や特定水源地域に指定されている森林における、流域の防災機能を強化することを目的とした間伐等の森林整備（流域防災機能強化対策事業）
- ・ 健全な森林の造成・保全を目的とした獣害防止施設の整備等に対する支援（森林再生力強化対策事業）

に取り組むとともに、地域の実情に応じて創意工夫した取組として、

- ・ 県の事業を補完する河川沿いの枯損木等の伐採・搬出など、土石流等の被害を軽減する森林の整備に取り組みました。

[各事業の実績]（令和元年度～令和3年度の合算）

【災害緩衝林整備事業】

事業費	実施箇所数	危険木等除去堆積	調整伐面積
993,270 千円	90 箇所	9,589m ³	367.6ha

【土砂・流木緊急除去事業】

事業費	実施箇所数	土砂撤去堆積	流木撤去堆積
165,628 千円	11 箇所	18,608m ³	132m ³

【森林情報基盤整備事業】

事業費	航空レーザ測量及び解析	航空レーザ測量のみ
226,494 千円	139,493ha	19,742ha

【流域防災機能強化対策事業（市町交付金（連携枠））】

事業費	実施市町数	整備面積
421,411 千円	13 市町	960.1ha

【森林再生力強化対策事業（市町交付金（連携枠））】

事業費	実施市町数	獣害防止施設等整備延長
56,247 千円	8 市町	85,483m

【市町交付金（基本枠、加算枠）事業】

カテゴリー	事業費	実施市町数
土石流等の被害を軽減する森林の整備	58,132 千円	5 市町

（取組事例）

- ✓ 県事業の対象とならない箇所において、山間部溪流沿いや人家に近い河川沿いの危険な倒木・流木を伐採・除去（溪流外に搬出）することで、自然災害の軽減を図った。
- ✓ 県事業で対象とならない箇所において、河川沿いの枯損木等を伐採・搬出し、流木被害の軽減を図った。

〔課題〕

- ・ 日本各地で豪雨被害が発生している中、幸い本県では大きな被害は発生していないものの、深層崩壊等が発生した場合は、森林の状況に関わらず土砂や流木が流出することが想定されるため、引き続き、県民税を活用した取組と併せて、治山ダムの設置など他の取組とも連携して、災害に強い森林づくりの実現に向けて、長期的・継続的に取組を進める必要がある（対策 2 も同様）。
- ・ 航空レーザ測量の実施により得られたデータ等を活用し、災害発生の高危険性の高い地域等の客観的な把握を進める必要がある。
- ・ 県が実施している災害緩衝林整備事業と市町が実施している流域防災機能強化対策事業について、実施箇所が近接していることから、一体的に整備を実施するなど効率的な事業の実施について検討する必要がある。

(対策2：暮らし身近な森林づくり)

[取組状況]

暮らしに身近な森林づくりを進めるため、市町では、県やライフライン事業者と連携して、

- ・台風等の倒木被害によりライフラインを寸断する恐れのある危険木の事前伐採（災害からライフラインを守る事前伐採事業）

に取り組むとともに、地域の実情に応じて創意工夫した取組として、

- ・自治会等が行う里山整備に対する支援など、荒廃した里山や竹林の再生
- ・集落や通学路沿いの森林における危険木の伐採など、集落周辺の森林の整備（危険木伐採）
- ・森林内に放置されている未利用間伐材の搬出・運搬経費に対する支援など、木質バイオマスの活用
- ・松林を保全するための薬剤の樹幹注入や地上散布など、海岸林の整備

に取り組みました。

[各事業の実績]（令和元年度～令和3年度の合算）

【災害からライフラインを守る事前伐採事業（市町交付金（防災枠））】

事業費	実施市町数	伐採本数
23,328 千円	10 市町	5,196 本

【市町交付金（基本枠、加算枠）事業】

カテゴリー	事業費	実施市町数
荒廃した里山や竹林の再生	58,263 千円	9 市町
集落周辺の森林の整備 (危険木伐採)	262,265 千円	17 市町
木質バイオマスの活用	83,997 千円	3 市町
海岸林の整備	36,590 千円	6 市町

(取組事例)

- ✓ 地域住民の主体的な参加のもと、自治会等が行う地域や生活に密着した緑の環境づくりや里山・竹林の再生活動を支援することで、身近な里山環境の整備と森を支える社会づくりの意識醸成を図った。
- ✓ 集落周辺や通学路等に近接する森林において、危険木の伐採・除去を実施し、暮らしに身近な森林を整備することで、生活環境の保全や暮らしの安全性の向上を図った。
- ✓ 森林内に放置されている未利用間伐材の搬出・運搬経費を支援することで、森林所有者による木質バイオマスの利用を推進し、森林資源の活用と身近な森林の健全化を図った。
- ✓ 松林の公園や景勝地にある松に薬剤を樹幹注入することで、森林病虫害の被害から松を守り、景観の維持を図った。

[課題]

- ・災害からライフラインを守る事前伐採事業について、第2期の途中（令和2年度）から創設した事業であるため、位置付けを再検討するとともに、取組の拡大が必要である。
- ・道路沿いの危険木の伐採等について、本税の主旨との関連性に十分留意する必要がある。

(対策3：森を育む人づくり)

[取組状況]

森を育む人づくりを進めるため、県では、

- ・学校や地域で実施される森林教育や森づくり活動にかかる相談窓口となる「みえ森づくりサポートセンター」の運営による、森林教育や森づくり活動に対する広域的・総合的なサポート、指導者の養成やその活躍の場の提供、小中学校等における森林教育の出前授業の実施（みえ森づくりサポートセンター運営事業）
- ・小学校向け森林教育プログラムの検討や大人向け森林教育プログラムの開発、木製遊具や玩具に触れ合える常設型の森林教育施設（みえ森林教育ステーション）の認定（森林教育体制整備事業）
- ・森林をフィールドとして子どもたちが仲間とともに主体的に学ぶプログラム（自然環境キャンプ）の作成（みえ子ども森林・林業アカデミー自然体験事業）

などに取り組みました。

また、市町では、地域の実情に応じて創意工夫した取組として、

- ・保育所や小学校における丸太切り体験や箸づくり、小学校教室の木質化と併せた森林教育、大人を対象とした林業体験など、学校等における森林教育の実施

に取り組みました。

[各事業の実績]（令和元年度～令和3年度の合算）

【みえ森づくりサポートセンター運営事業】

事業費	区分	実施回数	延べ参加人数等
89,482 千円	指導者養成講座	29 回	364 人
	学校教職員森林環境教育研修	3 回	36 人
	出前授業	46 回	小学校 36 校（延べ） 中学校 3 校（延べ）
	森の学校	56 回	1,556 人

【森林教育体制整備事業】（令和3年度のみの実施）

事業費	区分	回数・箇所数	延べ参加人数等
14,940 千円	森林教育プログラムの実践講座等の開催	6 回	64 人
	森林教育ステーションの認定	6 箇所	3,944 人

【みえ子ども森林・林業アカデミー自然体験事業】（令和元年度～2年度のみの実施）

事業費	自然環境キャンプの実施回数	自然環境キャンプの参加人数
5,596 千円	7 回・26 日間	延べ 119 人

【市町交付金（基本枠、加算枠）事業】

カテゴリー	事業費	実施市町数
学校等における森林教育の実施	64,590 千円	20 市町

（取組事例）

- ✓ 町内の保育園や小学校において、丸太切り体験や箸づくりなどの森林教育を実施することで、森林に理解のある人づくりを進めた。
- ✓ 市内小学校において、地域の森林・林業関係者を講師に招き、森林のはたらきや大切さ、生活で使われる木材について学んでもらうことで、森林や木材に対する理解を深め、自然を大切にすることを育む人づくりを進めた。
- ✓ 地域の木材を利用した小学校教室等の木質化と併せて、森林環境の保全や森林整備についての森林教育を行うことで、木材の利用や森林づくりへの理解を深めた。
- ✓ 竹を町の地域資源として見つめ直し、工具の貸し出しによる竹あかりを自宅で製作する機会の提供や竹あかりの展示イベントなど、竹を活用したイベントを展開することで、竹林の活用や竹を通じた住民交流、竹に関する知識と理解の促進を図った。
- ✓ 一般（大人）の方を対象に、間伐や集材、木工などの林業体験を実施することで、森林や林業について現場での体験を通して正しく理解してもらい、森林に携わる人材の育成を図った。

〔課題〕

- ・森林づくりに関する県民意識調査の結果では、子どもの頃に森林とふれあう機会が多かった人ほど、森林に積極的に関わっていきたいと考える人が多い傾向があるなど、県民全体で森林を支える社会の実現に向けて森林教育の取組は非常に重要であることから、引き続き、令和 2 年 10 月に策定した「みえ森林教育ビジョン」に基づき、長期的・継続的に取組を進める必要がある（対策 4、5 も同様）。
- ・事業の目的や効果に対する達成度を示すなどの工夫とともに、体系的な事業の実施が必要であるほか、事業の成果や効果を可視化し、積極的に発信することが必要である。
- ・育成した森林教育指導者の活動状況の把握や活動機会の確保など、フォローアップする仕組の構築が必要である。

(対策4：森と人をつなぐ学びの場づくり)

[取組状況]

森と人をつなぐ学びの場づくりを進めるため、県では、

- ・三重県民の森における、森林教育実践フィールドや木製遊具・玩具に触れ合える常設型の森林教育施設の整備（森林教育施設整備事業）

に取り組みました。

また、市町では、地域の実情に応じて創意工夫した取組として、

- ・小学校における学校林の環境整備や保育園等への木製玩具や木製遊具の導入など、森林教育が行える場の整備
- ・公共施設への木製備品の導入など、多様な主体が森林や木材とふれあう場の創出

に取り組みました。

[各事業の実績]（令和元年度～令和3年度の合算）

【森林教育施設整備事業】

事業費	森林教育ステーションの利用者数
81,271 千円	2,190 人

【市町交付金（基本枠、加算枠）事業】

カテゴリー	事業費	実施市町数
森林教育が行える場の整備	123,235 千円	18 市町
多様な主体が森林とふれあう場の創出	112,124 千円	12 市町

(取組事例)

- ✓ 小学校敷地内の雑木林において、歩道やフェンスなど子どもたちが安心安全に学習できる環境と併せて、マップや樹木札の設置など子どもたちが自発的に学習できる環境を整備することで、里山林の維持管理など自然の大切さを学ぶ場を整備した。
- ✓ 保育園等において、木製玩具等の導入と木製遊具の組み立て体験を行い、園児たちが日頃から木材や木製品とふれあう環境を創出することで、木への親しみや木の文化への理解を深めた。
- ✓ 町内の公園施設のカフェにおいて、県産材のテーブル・椅子を導入し、公園利用者が気軽にくつろぎながら木にふれあえる機会を創出した。

[課題]

- ・整備した施設は効果的に活用することで事業目的が達成されるため、事業の目的や効果に対する達成度を示すなどの工夫とともに、事業の成果や効果を可視化して積極的に発信するなど幅広く活用されるよう取り組む必要がある。
- ・施設の木造・木質化や木製品の導入については、木材利用の価値や魅力を実感できるような工夫が必要であるとともに、森林づくりとのつながりが受益者に伝わる取組を徹底する必要がある。

(対策5：地域の身近な水や緑の環境づくり)

[取組状況]

地域の身近な水や緑の環境づくりを進めるため、県では、

- ・地域のNPOや団体、市町等との連携による、自然公園の園地や自然歩道等を活用した森林教育のイベントやガイドツアー等の実施とイベントと併せて行う歩道整備や転落防止策の修繕等の環境整備（森林とふれあう自然公園環境整備事業）
- ・生物多様性の推進に必要な基礎的な情報収集とその周知や、自然環境保全団体や専門家と協力した自然環境保全活動の促進（生物多様性推進事業）

などに取り組みました。

また、市町では、地域の実情に応じて創意工夫した取組として、

- ・自然公園における歩道整備や森林公園におけるボランティアによる環境整備など、森林の総合利用のための整備

に取り組みました。

[各事業の実績]（令和元年度～令和3年度の合算）

【森林とふれあう自然公園環境整備事業】

事業費	自然観察ツアー等の実施回数	自然観察ツアー等の参加人数
21,418 千円	30 回	426 人

【生物多様性推進事業】

事業費	希少野生動植物種ゾーニングマップ作成
10,571 千円	対象種 2 種（サシバ、ヒメタイコウチ）

【市町交付金（基本枠、加算枠）事業】

カテゴリー	事業費	実施市町数
森林の総合利用のための整備	136,979 千円	18 市町

(取組事例)

- ✓ 自然公園の園地において、多くの方が散策やウォーキングに訪れる展望台へとつながる遊歩道を改修整備することで、森林や緑と親しむ環境の向上を図った。
- ✓ 市民の憩いの場である森林公園などにおいて、地域住民などのボランティアにより、公園内の倒木等の整理などを実施することで、住民の森林や緑に対する理解をさらに深めるとともに、自然に親しむ豊かな生活環境を創出した。

[課題]

- ・過去に整備した施設等について、老朽化等が課題となっていることから、森林教育等のフィールドとして安心安全に有効活用するため、森林教育等の実施と併せた再整備が必要である。
- ・事業の目的や効果に対する達成度を示すなどの工夫とともに、情報発信の強化が必要である。

(3) 制度運営等全般にかかること

県では、制度を円滑に運営するため、各種事務や基金の運用を行うとともに、県民税を活用した事業結果等について調査・審議する「みえ森と緑の県民税評価委員会」の運営を行いました。

また、税の目的や意義、成果を発信することを目的に、

- ・ 成果報告会の開催と成果報告書の作成
- ・ 県民税のリーフレットなど普及啓発物品の作成・配布
- ・ ホームページや県広報誌、テレビ CM、ラジオ CM、映画館での CM（シネアド）、YouTube における動画広告など多様な媒体を活用した周知活動

などに取り組みました。

[事業の実績]（令和元年度～令和3年度の合算）

【みえ森と緑の県民税制度運営事業】

区分	事業費	実績
評価委員会の運営	24,424 千円	9 回
普及啓発物品等		ポスター：2,000 部 チラシ：16,000 部 リーフレット 25,000 部 成果報告書：3,400 部 クリアフォルダ：20,000 枚 シール：17,000 枚
周知活動		テレビ CM（三重テレビ）：放送回数 94 回 ラジオ CM（FM 三重）：放送回数 74 回 映画館での CM：延べ 15 箇所、放映回数 9,516 回 YouTube 動画広告：視聴回数 114,549 回

[課題]

- ・ 県民税の認知度について、e-モニター制度を活用したアンケートでは 30%程度で推移しているとともに、森林づくりに関する県民意識調査では 19.5%と低い状況であるため、効果的・効率的な周知活動の実施が必要である。
- ・ 第 2 期の取組が終了を迎える中、税の認知度を高める周知活動はもちろん、森林の大切さや木材の利用意義などについて県民の理解を深めるための取組を進めていく必要がある。

3. みえ森と緑の県民税制度の継続

無作為に抽出した県民の皆さん 5,000 人を対象とした「三重の森林づくりに関する県民意識調査¹」（以下、「県民意識調査」という）では、第 3 期も県民税を活用した取組を継続することについて、88%の県民の皆さんが「賛成」または「どちらかといえば賛成」との意見であり、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」の継続的な実施が望まれていることが明らかになりました。

これらのうち、「災害に強い森林づくり」においては、県が主体となって「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」に取り組み、毎年度約 30 箇所の災害緩衝林を整備するとともに、第 2 期から新たに、災害発生の危険性の高い地域等を客観的に把握することなどを目的とした、航空レーザ測量を活用した森林情報の整備を実施しました。また、市町が主体となって、集落周辺や通学路沿いの危険木の伐採やライフラインを寸断する恐れのある危険木の事前伐採、荒廃した里山の整備など、「暮らしに身近な森林づくり」に取り組みました。

こうした中、台風の大規模化や異常気象に伴う災害が全国各地で発生しているとともに、大規模地震時の斜面崩壊に伴う土砂ダムの形成も懸念されており、「災害に強い森林づくり」の必要性は依然として高い状況にあります。

また、航空レーザ測量の解析結果から、流木発生の危険性の高い箇所の抽出等を進めており、今後はこうした解析結果も活用して、緊急度の高い箇所を優先しながら、継続して災害緩衝林の整備に取り組む必要があります。また、中山間地域の高齢化や林業の担い手不足などにより、地域の身近な森林の整備が依然として課題となっています。

一方、「県民全体で森林を支える社会づくり」においては、県と市町が「森を育む人づくり」、「森と人をつなぐ学びの場づくり」、「地域の身近な水や緑の環境づくり」に取り組み、森林教育の輪が広がるとともに、森林や木材とふれあう場や機会が増加しました。

県民意識調査の結果では、子どもの頃に森林とふれあう機会が多かった人ほど、森林に積極的に関わっていきたいと考える傾向にあることが明らかとなり、県民全体で森林を支える社会の実現に向けては、森林教育をはじめとした森林や木材にふれあい・学ぶ機会の増加に向けた取組を長期的・継続的に実施していくことが重要であると考えられます。

こうしたことから、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を引き続き進めていく必要があるため、必要な見直しを行いつつ、県民税制度を継続することとします。

¹ ・令和 4 年 7 月～8 月に実施
・調査には令和 6 年度から国の森林環境税（個人年額 1,000 円）が導入される旨を明記
・2,278 件の回答があり、回収率は 45.6%

4. 第3期（令和6年度～10年度）の制度に関する基本的な考え方

県民意識調査や市町・林業関係団体への意見聴取の結果などをふまえ、以下のとおり基本的な考え方を定めます。

(1) みえ森と緑の県民税のしくみ

① 2つの基本方針及び5つの対策

- ・2つの基本方針については、ほとんどの市町・林業関係団体が第3期も「現行制度どおりでよい」との意見であったほか、県民意識調査においても、第3期も県民税を活用した取組を継続することに賛成する理由について、「災害に強い森林づくり」及び「県民全体で森林を支える社会づくり」には、長期的・継続的に取り組んでいくべきとの意見が最も多くあったことから、継続することとします。
- ・5つの対策については、多くの市町や林業関係団体が第3期も「現行制度どおりでよい」との意見であったほか、県民意識調査においても、第2期の主要な取組について、8割以上の方が「とても重要」または「ある程度重要」との意見であったことから、継続することとします。

② 税率・課税方法等

- ・対策を進めていくために必要となる経費を確保すること、県民の皆さんの過重な負担にならないこと等を総合的に考慮して、税率は変更しないこととします。
- ・納税しやすい仕組みであり、徴税コストを抑えることのできる「県民税均等割の超過課税方式」を継続して採用することとします。

③ 県による基金の設置

- ・「県民税均等割の超過課税方式」の場合、普通税であることから一般財源として扱うこととなり、森林づくりのために使われることを県民の皆様に対して明らかにする必要があることから、県による基金を継続して設置し、一般財源と区分することとします。

④ 評価委員会の設置

- ・第三者による評価の結果を基に事業の適切な実施やブラッシュアップを図るため、継続して「みえ森と緑の県民税評価委員会」を設置し、事業評価を行うこととします。

(2) 「三重の森林づくり基本計画」との関係

県では、森林を県民の共有財産と捉え、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人ひとりが、それぞれの責任と役割に応じて互いに協働しながら豊かで健全な姿で次代に引き継いでいくため、平成17年に「三重の森林づくり条例」を制定するとともに、この条例に基づく「三重の森林づくり基本計画」を策定しています。

平成31年3月に改定した「三重の森林づくり基本計画2019」では、計画期間を令和元年度から令和10年度までの10年間とし、県民税を活用した事業も位置付けて、設定した数値目標の達成に向けて取り組むとともに、毎年度、その実施状況を取りまとめて公表していくこととしています。

(3) 国の森林環境譲与税との関係

国の森林環境譲与税は、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、令和元年度に創設されました。

県では、平成31年2月13日付けで、「三重県における森林環境譲与税についての基本的な考え方」を定めて市町と共有し、みえ森と緑の県民税と森林環境譲与税の用途を棲み分けて、双方を有効に活用しています。

具体的には、「みえ森と緑の県民税」は2つの基本方針である「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」に沿った施策に活用し、「森林環境譲与税」は「森林経営管理法」に基づき実施する森林整備をはじめ、林業の人材育成や担い手の確保、木材利用の促進などの林業振興施策を中心に活用しています。

今後も、両税の用途を棲み分けながら、両税を有効に活用して森林・林業施策を進めていくこととします。

(4) 全国植樹祭の開催に向けた取組

全国植樹祭は、国土緑化運動の中心的な行事として、天皇皇后両陛下の御臨席のもと、全国各地から緑化関係者等の参加を得て、両陛下によるお手植えや参加者による記念植樹等を通じて、国民の森林に対する愛情を培うことを目的に、毎年各地で開催されている国民的行事（四大行幸啓）であり、県では、令和13年の招致を表明しているところです。

全国植樹祭を三重県で開催することは、県民の皆さんが森林の大切さを見つめ直し、森林や緑と共生した持続可能で豊かな社会を築いていくための気運を高める絶好の機会であり、「県民全体で森林を支える社会づくり」の実現に大きく貢献するものであることから、開催に向けた気運醸成と必要な経費の積立に取り組むこととします。

(5) 税を活用した事業を行ううえでの3原則

税導入の趣旨や他の財源との棲み分けの必要性をふまえ、みえ森と緑の県民税を活用した事業を実施するに当たっては、引き続き、以下の3つの原則によることとします。

【原則1】 「2つの基本方針と5つの対策」に沿った内容であること。

【原則2】 新たな森林対策として実施する新規又はこれに準ずる取組であること。なお、税導入以前から取り組まれている事業の場合は、新たな視点を取り入れた対策とすること。

【原則3】 直接的な財産形成を目的とする取組でないこと。

5. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策

これまでの取組状況をふまえ、山崩れや洪水等災害発生のリスクを軽減するような森林整備を進める施策と、そうした森林づくりを県民全体で支える社会づくりを進める施策の継続が必要であることから、2つの基本方針（基本方針1：災害に強い森林づくり、基本方針2：県民全体で森林を支える社会づくり）に基づく5つの対策を実施します。

(1) 主な事業

①. 基本方針1 災害に強い森林づくり

防災・減災の観点から早急に整備が求められる森林について、土砂災害防止機能等を高めるために必要な対策を講じ、災害に強い森林を実現します。

対策	対策の基本的な考え方	想定事業の例
1. 土砂や流木による被害を出さない森林づくり	土砂や流木によって人家や公共施設、沿岸及び漁業等に被害が及ばないように、洪水緩和や土砂災害防止機能等の森林の働きを発揮させるために必要な対策を進める。	<p>① 土石流等の被害を軽減する森林の整備 溪流沿いの一定幅の森林を伐採・搬出して流木の発生を抑制するとともに、残存木の太径化を促進し、樹木の抵抗力で耐えられる土石流等を緩衝する。また、現地状況に応じて、伐採木を山腹の土砂止めとして有効活用する。</p> <p>② 流域の防災機能強化を図る森林の整備 山腹崩壊の発生源となる斜面上部の0次谷等の凹地形周辺や、溪流の上部で整備が遅れている森林等について、根系や下層植生の発達を促す森林整備を実施する。</p> <p>③ 森林内の防災施設等に堆積した土砂や流木除去 治山ダム等の施設に堆積した土砂や流木を撤去し、施設の機能を回復する。</p> <p>④ 土砂や流木による被害を出さない森林づくりの基礎情報整備 事業の効率的かつ効果的な実施を図るため、森林の現状を的確に把握し、優先的に森林整備を実施する地域等を判断するための航空レーザー測量や境界の明確化を実施する。</p> <p>⑤ 森林の機能を維持するための更新対策 ニホンジカによる食害等により、森林の持つ土砂流出防止等の機能が低下することを予防するため、獣害対策を実施するとともに、森林の機能を早期に発揮させるための対策を実施する。</p> <p>等、「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」に資する事業</p>

2. 暮らしに身近な森林づくり	生活環境の保全や向上のため、県民の暮らしに関わりの深い森林について必要な対策を進める。	<p>① 荒廃した里山や竹林の再生 放置された里山や拡大する竹林の整備を行う。</p> <p>② 集落周辺の森林整備 ライフライン周辺や人家裏、通学路沿いで倒木になる恐れのある危険木の除去等を行う。</p> <p>③ 水源林等の公有林化・整備 水源林として重要な森林や、防災・減災の観点から公的管理が望ましい森林について、公有林化や整備を実施する。</p> <p>④ 木質バイオマスの活用 里山などの整備で発生する林地残材を木質バイオマスとして活用する「木の駅プロジェクト」等を促進する。</p> <p>⑤ 海岸林の整備 防潮・防風・飛砂防止や津波対策等のため、海岸林造成や維持管理を行う。</p> <p>等、「暮らしに身近な森林づくり」に資する事業</p>
--------------------	---	--

②. 基本方針2 県民全体で森林を支える社会づくり

将来にわたり「災害に強い森林づくり」を引き継いでいくため、森林教育に携わる人材の育成や、学校等における取組の推進、県民の森林への理解を深めるための場の整備等、県民全体で森林を支える社会づくりを進めます。

対策	対策の基本的な考え方	想定事業の例
3. 森を育む人づくり	「災害に強い森林づくり」を将来に引き継ぎ、また森林や緑を大切に思い・育む人づくりのため、森林教育に携わる人材の育成や、教育活動を進める。	<p>① 三重の森林づくりを担う人材の育成 「災害に強い森林づくり」「県民全体で森林を支える社会づくり」を担う人材の育成を進める。</p> <p>② 森林教育推進体制づくり・森林づくり技術者の育成 「みえ森づくりサポートセンター」の運営を通じ、森林教育指導者の養成や一定レベル以上の技術を修得させるための研修会の開催、学校教育、保育関係者等を対象とした研修を実施する。</p> <p>③ 学校等における森林教育の実施 学校等において、実情に応じ、子どもたちが森林について学ぶための森林教育や野外体験保育等の活動を実施するとともに、大人や企業等を対象として森林教育を展開する。</p> <p>等、「森を育む人づくり」に資する事業</p>
4. 森と人をつなぐ学びの場づくり	未就学児や児童、生徒をはじめ、様々な県民に森林や木材について学び・ふれあう場を提供し、森と県民との関係を深める対策を進める。	<p>① 森林教育が行える場の整備 森林教育や野外体験保育に活用できる場の整備やリニューアルを図る。</p> <p>② 多様な主体が森林や木材について学び・ふれあう場の創出 都市住民と山村地域との交流等、多様な主体が連携しながら森林や木材について学び・ふれあい、体感できる学びの場づくりを促進する。 また、令和13年の招致を表明している全国植樹祭を見据え、県民をはじめ多様な主体による森林づくり活動の促進やネットワークづくり、森林や木材に親しんでもらうイベントの開催などにより、気運の醸成を進める。</p> <p>等、「森と人をつなぐ学びの場づくり」に資する事業</p>

5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	地域の身近な水や緑の環境づくりを進めるため、森・川・海のつながりを意識した森林や緑、水辺環境を守り、生物多様性を保全する活動への支援や、森林や緑と親しむための環境整備等、身近な緑や水辺の環境と県民との関係を深める対策を進める。	<p>① 森林の総合利用のための整備 森林浴等癒しや健康増進のために森林を活用できるよう、遊歩道・ベンチの設置等の環境整備や老朽化した既存施設等の再整備を行う。</p> <p>② 生物多様性の保全 森林の多面的機能の一つである、生物多様性の保全に資するため、自然環境・生物多様性に係る情報の収集、調査やデータベースの整備を行う。また、活動団体等への支援を行う。</p> <p>③ 住民等による海岸漂着流木等の回収活動に対する支援 住民等の団体による海岸漂着流木等の回収活動を進める。</p> <p>等、「地域の身近な水や緑の環境づくり」に資する事業</p>
--------------------	---	---

③. その他

その他	<p>① みえ森と緑の県民税制度の運営 みえ森と緑の県民税評価委員会の運営のほか、制度や使途の周知など、税制度の運営に必要な取組を実施する。</p> <p>② 全国植樹祭の開催に向けた基金積立 県民の皆さんが森林の大切さを見つめ直し、森林や緑と共生した持続可能で豊かな社会を築いていくための気運を高める絶好の機会であり、「県民全体で森林を支える社会づくり」の実現に大きく貢献するものであることから、令和13年の招致を表明している全国植樹祭の開催に必要な経費の積立を実施する。</p>
-----	---

(2) 必要となる経費

令和6～10年度で想定される経費は以下を見込んでいます。

基本方針	対 策	5年間で想定される事業費 (億円)	割合 (%)
1. 災害に強い森林づくり	1. 土砂や流木による被害を出さない森林づくり	24.6	50.5
	2. 暮らしに身近な森林づくり	12.2	25.1
	小 計	36.8	75.6
2. 県民全体で森林を支える社会づくり	3. 森を育む人づくり	4.4	9.0
	4. 森と人をつなぐ学びの場づくり	4.2	8.6
	5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	3.3	6.8
	小 計	11.9	24.4
小 計		48.7	100
共通経費（災害対応予備費、評価委員会の運営等）		1.3	—
全国植樹祭に向けた基金積立		5.0	—
合 計		55.0	—

(3) 地域の実情に応じて実施する対策への支援

①市町交付金制度

これまで、市町交付金制度を活用し、地域の実情に応じて創意工夫した様々な事業が県内全域で展開され、令和元年度から3年度までに327事業が実施されました。また、第2期では、県と市町が連携して、流域の防災機能を高めるための面的な森林整備や獣害対策に取り組んだほか、ライフライン事業者とも連携して、ライフライン周辺の危険木の事前伐採を実施しました。このように、この制度は「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるうえで大きく貢献しました。

「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」の実現に向けては、引き続き、地域に密着した市町の取組と併せて、県と市町が連携して課題解決に取り組む必要があることから、必要な見直しを講じたうえで、引き続き市町交付金制度を実施します。

②県と市町の役割分担

事業を効果的に展開するために、県と市町が役割分担した中で、効果的・効率的に事業実施することとします。事業における県と市町の役割分担は次のとおり考えます。

県	基本方針1のうち、対策1を継続して重点的に取り組むこととし、事業の実施による効果が広範囲にもたらされる対策や、県が実施することで効率化が図られる対策を担う。また、市町における事業構築に対する支援を行う。
市町	地域の実情に応じたきめ細かな対策や、住民との直接的な関係が見込まれる身近な対策を担う。

③市町交付金配分の考え方

交付金額は、上記の役割分担をふまえ、県と市町の配分は5:5を基本としつつ、市町からの要望に基づいた柔軟な配分を行います。

市町毎の配分は、森林面積や人口などを算定基礎として配分の上限額を設定したうえで、市町からの要望に基づいて配分する「基本枠」と、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの申請に応じて配分する「連携枠」を設けます。

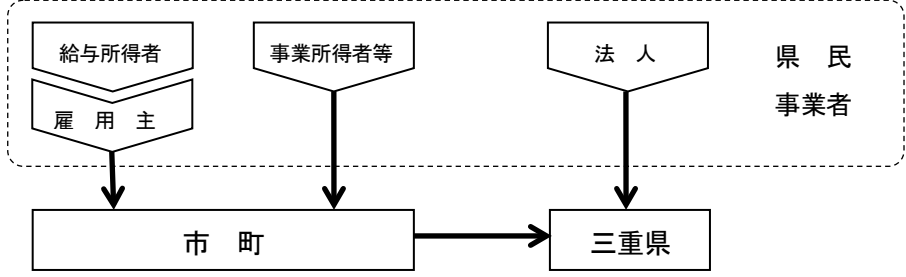
基本枠	市町からの要望に基づいて、必要な規模を配分します。 ※均等配分(各市町へ均等に一定額を配分)、人口配分(市町の人口割合に応じて配分)、森林面積配分(市町の森林面積割合に応じて配分)の3つの配分方法を組み合わせて配分の上限額を設定します。
連携枠	面的な森林整備や獣害対策、ライフライン周辺の危険木の事前伐採など、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの申請に応じて配分します。

6. 「みえ森と緑の県民税」のしくみ

森林の恩恵は全ての県民の皆さんが受けていることから、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるために必要な費用について、県民の皆さんに幅広く負担していただくとの「みえ森と緑の県民税」の趣旨と、県民税均等割の「地域社会の費用について個人も法人も構成員として幅広く負担を求める」という性格が合致することから、現行の県民税均等割に上乗せして課税する「県民税均等割の超過課税方式」を、継続して採用します。

この方式は、森林づくりのための税を導入している全ての府県において採用されており、既存の税制度を活用することから納税しやすい仕組みであり、徴税にかかるコストも新たな税の創設より抑えられています。

課税方式	県民税均等割の超過課税												
納税義務者	<p>【個人】 <納税義務者数約 93 万人> 1月1日現在で、県内に住所、家屋敷または事務所等を有している方 ただし、次の①、②、③のいずれかに該当する方には課税されません。</p> <p>① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方 ② 障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額が 135 万円以下の方 ③ 前年の合計所得金額が、市町の条例で定める金額以下の方</p>												
	<p>【法人】 <約 4 万法人> 県内に事務所、事業所等を有している法人</p>												
税率（年額）	<p>【個人】 1,000 円</p>												
	<p>【法人】 現行の均等割額の 10%相当額（2,000～80,000 円） （現行の均等割額は、下表のとおり資本金等の額に応じて決まる。）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分 (資本金等の額の区分)</th> <th style="text-align: center;">税 率 (年 額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 千万円以下</td> <td style="text-align: center;">2,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 千万円超 ～ 1 億円以下</td> <td style="text-align: center;">5,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 億円超 ～ 10 億円以下</td> <td style="text-align: center;">13,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10 億円超 ～ 50 億円以下</td> <td style="text-align: center;">54,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50 億円超</td> <td style="text-align: center;">80,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分 (資本金等の額の区分)	税 率 (年 額)	1 千万円以下	2,000 円	1 千万円超 ～ 1 億円以下	5,000 円	1 億円超 ～ 10 億円以下	13,000 円	10 億円超 ～ 50 億円以下	54,000 円	50 億円超	80,000 円
	区 分 (資本金等の額の区分)	税 率 (年 額)											
1 千万円以下	2,000 円												
1 千万円超 ～ 1 億円以下	5,000 円												
1 億円超 ～ 10 億円以下	13,000 円												
10 億円超 ～ 50 億円以下	54,000 円												
50 億円超	80,000 円												
<p>【税率設定の考え方】 必要となる経費を確保すること、県民の皆さんの過重な負担にならないこと等を総合的に考慮して設定しました。</p>													
<p>税込規模</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>納税義務者</th> <th>税込（年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">個人</td> <td style="text-align: center;">9 億 1 千万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法人</td> <td style="text-align: center;">1 億 9 千万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">11 億 0 千万円</td> </tr> </tbody> </table>	納税義務者	税込（年度）	個人	9 億 1 千万円	法人	1 億 9 千万円	計	11 億 0 千万円					
納税義務者	税込（年度）												
個人	9 億 1 千万円												
法人	1 億 9 千万円												
計	11 億 0 千万円												

徴収方法	<p>【個人】市町が個人県民税均等割に上乗せをして賦課徴収し、県へ払い込む。</p> <p>【法人】法人が法人県民税均等割に上乗せをして県に申告納付する。</p> 
導入時期	平成 26 年 4 月 1 日より導入
税収の使途	「災害に強い森林づくり」及び「県民全体で森林を支える社会づくり」を推進する施策に充てる。
使途の明確化	「みえ森と緑の県民税基金」に積み立てて、使途を明確化する。
評価制度	「みえ森と緑の県民税評価委員会」を設置し、事業についての意見や提案をいただくとともに、事業結果についての評価検証を行う。
見直し期間	施行後おおむね 5 年ごと、または必要に応じ見直しを行う。

7. 使途の明確化（基金積立）

「県民税均等割の超過課税方式」の場合、普通税であることから一般財源として扱うこととなります。新たな森林づくりの施策に対して新たな税負担を求めるものであり、超過課税相当分が森林づくりのために使われることを県民の皆様に対して明らかにする必要があります。

このため、超過課税相当分を「みえ森と緑の県民税基金」に積み立てることで既存財源と区分して使途を明確化するとともに、事業の結果についても公表することとします。

8. 制度や使途の周知

税導入から 10 年が経過する中、県民意識調査の結果では、税の認知度は 19.5%に留まっており、県民の皆さんに対するさらなる周知とともに、事業の成果や効果の発信と併せて、森林の大切さや木材の利用意義について伝えていくことが必要です。また、令和 13 年の招致を表明している全国植樹祭に向けた気運醸成が必要であり、こうした取組と併せて情報を発信していくことも重要です。

こうしたことから、例えば、

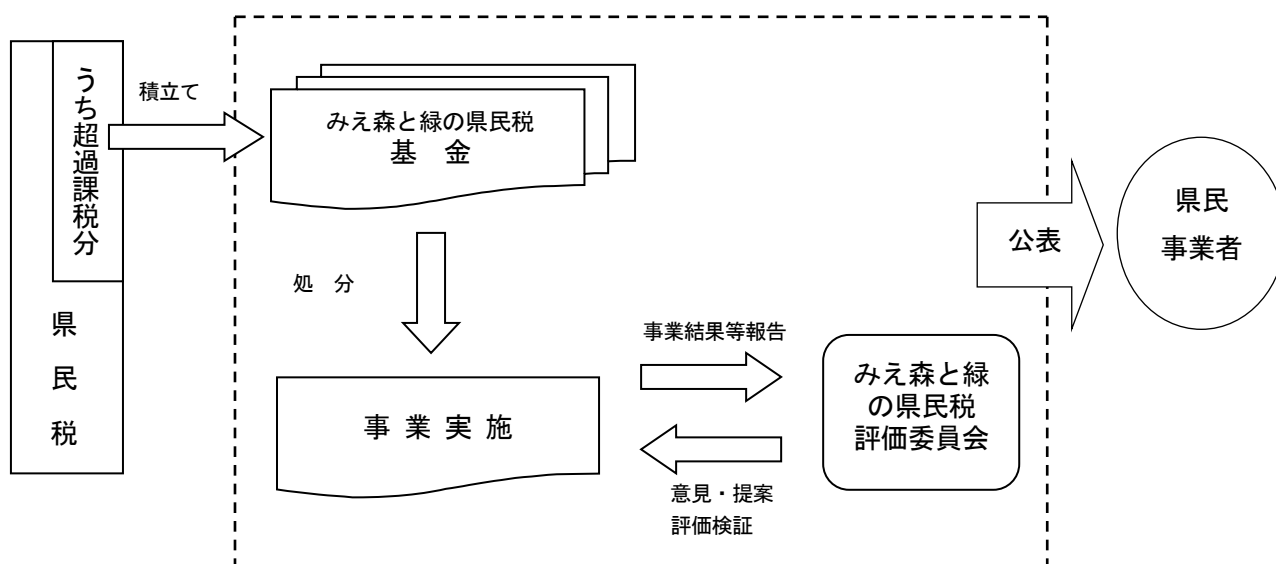
- ・さまざまな媒体を活用した広報活動
- ・自然体験に関心のある方などにターゲットを絞った情報発信
- ・事業の地元説明会などの開催を通じた周知活動
- ・全国植樹祭に向けた気運醸成と併せた発信
- ・森林や木材に親しんでもらうイベントの開催

など、これまで以上に取組を強化し、税の制度や使途の周知はもちろん、事業の成果や効果とともに、森林の大切さや木材の利用意義について発信していきます。

9. 評価制度

第三者による「みえ森と緑の県民税評価委員会」により、実施した事業について、毎年度、評価検証を行い、必要に応じて事業の見直しを行います。これらの結果は、県民の皆さんに対して公表します。

<基金積立と評価制度>



10. 制度の見直し

森林づくりには多くの時間を要することから、一定の事業が展開された段階で、効果の検証が必要であることを考慮し、おおむね5年ごと、または必要に応じ、みえ森と緑の県民税評価委員会により評価・検証を行い、制度を見直すこととします。